

令和6年（2024年）12月

平塚市議会定例会議案（2）

議 案 目 次

	ページ
報告第13号 専決処分の報告について	1
議案第82号 専決処分の承認について 〔令和6年度平塚市一般会計補正予算〕	1 1
議案第83号 平塚市犯罪被害者等支援条例	1 5
議案第84号 平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する条例の一部を改正する条例	1 9
議案第85号 平塚市市税条例の一部を改正する条例	2 1
議案第86号 平塚市手数料条例の一部を改正する条例	2 3
議案第87号 平塚市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例	4 7
議案第88号 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一 部を改正する条例	4 9
議案第89号 平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例 の一部を改正する条例	5 1
議案第90号 平塚市建築基準条例の一部を改正する条例	5 3
議案第91号 平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する 条例	5 9
議案第92号 平塚市埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例	6 1
議案第93号 製造請負契約の締結について 〔はしご付消防自動車〕	6 3

議案第 9 4 号	指定管理者の指定について 〔平塚市福祉会館〕	6 5
議案第 9 5 号	指定管理者の指定について 〔平塚市西部福祉会館〕	6 7
議案第 9 6 号	町の区域の新設等について	6 9
議案第 9 7 号	令和 6 年度平塚市一般会計補正予算	別冊
議案第 9 8 号	同 競輪事業特別会計補正予算	別冊
議案第 9 9 号	同 介護保険事業特別会計補正予算	別冊
議案第 1 0 0 号	同 下水道事業会計補正予算	別冊

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙1及び別紙2のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙 1

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年9月26日

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由

平成28年3月に開催した第3回ひらつか市民スポーツフェスティバルの周知のためにスポーツ課が作成した案内を載せた公民館だよりを市ホームページに掲載していたところ、使用したイラストが相手方の著作権を侵害していたことが令和6年6月10日（月）に判明したものです。

これは、当方職員の確認が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金 440,000円

3 賠償の相手方

大阪府柏原市国分市場一丁目

■■■■■

4 支払方法

賠償金は、大阪府柏原市河原町1番67号 弁護士 大西 康嗣に支払う。

別 紙 2

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月24日

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由

令和6年8月30日（金）に、平塚市豊原町26番13号付近に設置していた街頭消火器の格納箱が令和6年台風第10号の大雨による道路冠水により流出し、相手方敷地内に駐車していた相手方車両を損傷させたものです。

これは、格納箱の管理が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金	302,478円
（内訳）車両修繕料	217,778円
代車代	84,700円

3 賠償の相手方

平塚市豊原町 [REDACTED]
[REDACTED]

4 支払方法

賠償金は、平塚市豊原町 [REDACTED] [REDACTED] に支払う。

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年度平塚市一般会計補正予算（第5号）…………… 別冊

令和6年10月1日

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護及び犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で市内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (5) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (6) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ適切に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとなるよう行われるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとする。

4 犯罪被害者等の支援は、市、関係機関等、市民等及び事業者が、二次被害及び再被害の防止に配慮して行われるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとする。

2 市民等は、市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害について事業者に求められる各種手続等に十分配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等の被害により直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、この条例に定める支援を総合的に実施するための窓口を設置し、必要な識見を有する職員を置くものとする。

（日常生活等の支援）

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、生活資金の助成その他必要な支援を行うこと。
- (2) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事、子育て等に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (3) 犯罪等の被害により現在の住所に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、緊急避難場所の提供、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (4) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対し、法律相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (5) 犯罪等により精神的な被害を受けた犯罪被害者等の心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- (6) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための支援その他必要な支援を行うこと。

(市内に住所を有しない被害者等への支援)

第9条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、その者に対し、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第10条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、当該犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(人材の育成)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材の育成に関する研修の実施その他必要な取組を行うものとする。

(民間支援団体への情報の提供等)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性を考慮し、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な取組を行うものとする。

(市民等への啓発活動等)

第13条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な取組を行うものとする。

(意見の聴取)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(その他)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年2月1日から施行する。

令和6年11月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項及び4の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表の6の項、14の項及び18の項中「若しくは特例給付」を削る。

別表第3の1の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる特例給付の支給に関する特定個人情報利用については、なお従前の例による。

令和6年11月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市市税条例の一部を改正する条例

平塚市市税条例（平成元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則第19項各号列記以外の部分及び同項第5号中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改める。

附則第34項を削る。

附則第33項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を附則第34項とする。

附則第32項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を附則第33項とする。

附則第31項の前の見出しを削り、同項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を附則第32項とし、同項の前に見出しとして「（法附則第15条第25項第4号の条例で定める割合）」を付する。

附則第30項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を附則第31項とする。

附則第29項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を附則第30項とする。

附則第28項の前の見出しを削り、同項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を附則第29項とし、同項の前に見出しとして「（法附則第15条第25項第3号の条例で定める割合）」を付する。

附則第27項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第25項第2号の条例で定める割合）

28 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第35項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第38項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第4項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和6年11月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 平塚市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第16項第4号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

第2条 平塚市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第14項第1号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同号イ（ア）中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。）第1条第2項」に改め、同号イ（イ）中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項」を「省令第1条第1項第1号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）に規定する基準に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア） 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万7,000円 （イ） 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 1万9,000円 イ 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ（1）及び同号ロ（2）又は同号イ（2）及び同号ロ（1）に規定する基準に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア） 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 2万5,000円 （イ） 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 2万8,000円 ウ 一戸建ての住宅（ア及びイに該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、
---	--

それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建て
の住宅 3万4,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建て
の住宅 3万8,000円

エ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した額

(ア) 住宅部分（省令第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）に規定する基準に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
3万3,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 5万7,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 10万円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 16万円

(イ) 住宅部分（省令第10条第2号イ（1）及び同号ロ（2）又は同号イ（2）及び同号ロ（1）に規定する基準に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
5万1,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 8万6,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 15万円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 22万円

(ウ) 住宅部分（（ア）及び（イ）に該当するものを除く。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 6万9,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 12万円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 20万円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 28万円

(エ) 非住宅部分（省令第10条第1号イ（2）及び同号ロ（2）に規定する基準に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 8万7,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 11万円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 15万円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 24万円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 31万円

	f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 37万円 g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 44万円 (オ) 非住宅部分（（エ）に該当するものを除く。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 23万円 b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 29万円 c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 37万円 d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 53万円 e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 65万円 f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 77万円 g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 87万円
--	--

別表第14項第5号を次のように改める。

(5) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）に規定する基準に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 第2号アに定める額に相当する額の2分の1の額 イ 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ（1）及び同号ロ（2）又は同号イ（2）及び同号ロ（1）に規定する基
--	--

(変更部分について法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。)

準に適合するものとして申請されたものに限る。) の場合

第2号イに定める額に相当する額の2分の1の額

ウ 一戸建ての住宅(ア及びイに該当するものを除く。) の

場合 第2号ウに定める額に相当する額の2分の1の額

エ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した額(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)

(ア) 既に計画の認定を受けた住宅部分(省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 第2号エ(ア)に定める額に相当する額の2分の1の額

(イ) 既に計画の認定を受けた住宅部分(省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 第2号エ(イ)に定める額に相当する額の2分の1の額

(ウ) 既に計画の認定を受けた住宅部分((ア)及び(イ)に該当するものを除く。) 第2号エ(ウ)に定める額に相当する額の2分の1の額

(エ) 既に計画の認定を受けた非住宅部分(省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 第2号エ(エ)に定める額に相当する額の2分の1の額

(オ) 既に計画の認定を受けた非住宅部分((エ)に該当するものを除く。) 第2号エ(オ)に定める額に相当する額の2分の1の額

	(カ) 新たに追加する住宅部分及び非住宅部分 第2号エの規定により算出した額。この場合において、同号エ中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。
--	--

別表第16項を次のように改める。

1.6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する事務

手数料を徴収する事務	手数料
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	ア 他の建築物（法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この項において同じ。）の場合（法第30条第1項の認定を受けた場合（同条第2項の規定による申出がない場合に限る。）であつて、法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合に限る。） 次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した額 (ア) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 4万5,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 8万1,000円

(イ) 非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 1万6,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万7,000円
- d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 8万円
- e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 13万円
- f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 16万円
- g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 20万円

イ 一戸建ての住宅（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分。以下この号及び次号において同じ。）（省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）に規定する基準に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅（以下「気候風土適応住宅」という。）にあつては、同号イの規定は、適用しない。以下この号及び次号において同じ。） 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万7,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建て
の住宅 1万9,000円

ウ 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ（1）及び
同号ロ（2）又は同号イ（2）及び同号ロ（1）に規定す
る基準に適合するものとして申請されたものに限る。）の
場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、
それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建て
の住宅 2万5,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建て
の住宅 2万8,000円

エ 一戸建ての住宅（イ及びウに該当するものを除く。）の
場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、
それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建て
の住宅 3万4,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建て
の住宅 3万8,000円

オ 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。以下この項におい
て同じ。）の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ
それぞれ次に定める額を、当該申請に係る建築物の部分（
増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築を
する部分。以下この号及び次号において同じ。）について
合算した額

(ア) 住宅部分（気候風土適応住宅にあっては、省令第1
条第1項第2号イの規定は、適用しない。以下この号
及び次号において同じ。）（共用部分の審査を要しな
い場合にあっては、共用部分を除く。以下この号から
第6号まで及び第8号において同じ。）（省令第1条

第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
3万3,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 5万7,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 10万円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 16万円

(イ) 住宅部分(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
5万1,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 8万6,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 15万円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 22万円

(ウ) 住宅部分((ア)及び(イ)に該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

6万9,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 12万円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 20万円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 28万円

(エ) 非住宅部分（省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）（（オ）に該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 8万7,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 11万円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 15万円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 24万円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 31万円

f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 37万円

g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 44万円

(オ) 非住宅部分（省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合するものとして申請された工場等（省令第10条第1号に規定する工場等をいう。以下この項に

において同じ。)の用途のみに供する建築物に係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
1万9,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 2万6,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 3万8,000円
- d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 9万5,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 14万円
- f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 18万円
- g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 22万円

(カ) 非住宅部分(工場等の用途のみに供する建築物に係るものを除く。)(エ)に該当するものを除く。)

次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
23万円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 29万円
- c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 37万円
- d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 53万円

	e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 6.5万円 f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 7.7万円 g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 8.7万円 (キ) 非住宅部分（工場等の用途のみに供する建築物に係るものに限る。）（（オ）に該当するものを除く。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 2万3,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 3万1,000円 c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 4万3,000円 d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 10万円 e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 15万円 f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 19万円 g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 23万円
(2) 法第11条第2項又は第12条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能	ア 他の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した額 (ア) 既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。） 前号ア

適合性判定の申請に対する審査	(ア) に定める額に相当する額の2分の1の額 (イ) 既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。） 前号ア（イ）に定める額に相当する額の2分の1の額 (ウ) 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 前号アの規定により算出した額。この場合において、同号ア中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。 イ 一戸建ての住宅の場合 前号イからエまでに定める額に相当する額の2分の1の額 ウ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した額 (ア) 既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。） 前号オの（ア）から（ウ）までに掲げる建築物の部分の区分に応じ当該オの（ア）から（ウ）までに定める額に相当する額の2分の1の額 (イ) 既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。） 前号オの（エ）から（キ）までに掲げる建築物の部分の区分に応じ当該オの（エ）から（キ）までに定める額に相当する額の2分の1の額 (ウ) 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 前号オの規定により算出した額。この場合において、同号オ中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。
(3) 法第11条第2項又は第12	第1号アからオまでに掲げる場合の区分に応じ当該アからオまでに定める額に相当する額の2分の1の額

条第3項の国土交通省令で定める軽微な変更に該当していることを証する書面の交付（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条に規定する書面の交付をいう。）	
(4) 法第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（法第11条第2項又は第12条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を含む。）を受けた建築物その他こ	ア 一戸建ての住宅の場合 1万4,000円 イ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める額を、当該申請又は通知に対する検査に係る建築物の部分（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分）について合算した額 (ア) 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 2万1,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 3万5,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 6万7,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築

れに準ずると認められる建築物に係る建築基準法第7条第1項の規定による申請又は同法第18条第20項の規定による通知に対する検査	物 10万円 (イ) 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積（工場等の用途に供する部分及び高い開放性を有する部分を除く。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 1万9,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 2万6,000円 c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 3万8,000円 d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 9万5,000円 e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 14万円 f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 18万円 g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 22万円
(5) 法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることについてあらかじめ法第14条第1項に規定す	ア 一戸建ての住宅の場合 4,700円 イ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した額 (ア) 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0

る登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けた場合又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級が等級4であって、同表の一次エネルギー消費量等級が等級5（法の施行の際

00平方メートル未満の建築物 4万5,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 8万1,000円

(イ) 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 1万6,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万7,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 8万円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 13万円

f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 16万円

g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 20万円

ウ 2以上の建築物（他の建築物を含むものをいう。以下この項において同じ。）の場合 次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ当該計画に係る建築物ごとに次に定める額を、当該建築物について合算した額

(ア) 申請に係る建築物 ア又はイに定める額

(イ) 他の建築物（法第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は評価書の写しを添付したものに限る。） ア又はイに定める額

(ウ) 他の建築物（（イ）に掲げるものを除く。） 次号

現に存する建築物にあっては、等級4以上)であるものに限る。以下この項において「評価書」という。)の写しを添付した場合に限る。)の認定の申請に対する審査(法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。)	アからエまでに定める額
(6) 法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることについてあらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた場合又は評価書の写しを添付	ア 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準に適合するものとして申請されたものに限る。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万7,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 1万9,000円 イ 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準に適合するものとして申請されたものに限る。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建て

した場合を除く。)の認定の申請に対する審査(同条第2項の規定による申出がない場合に限る。)

の住宅 2万5,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 2万8,000円

ウ 一戸建ての住宅(ア及びイに該当するものを除く。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 3万4,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 3万8,000円

エ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した額

(ア) 住宅部分(省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 3万3,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 5万7,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 10万円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 16万円

(イ) 住宅部分(省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に

応じ、それぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
5万1,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 8万6,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 15万円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 22万円

(ウ) 住宅部分（（ア）及び（イ）に該当するものを除く。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
6万9,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 12万円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 20万円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 28万円

(エ) 非住宅部分（省令第10条第1号イ（2）及び同号ロ（2）に規定する基準に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
8万7,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 11万円
- c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,0

00平方メートル未満の建築物 15万円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 24万円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 31万円

f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 37万円

g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 44万円

(オ) 非住宅部分（（エ）に該当するものを除く。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 23万円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 29万円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 37万円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 53万円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 65万円

f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 77万円

g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 87万円

オ 2以上の建築物の場合 次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ当該計画に係る建築物ごとに次に定める額を、当該建築物について合算した額

	(ア) 申請に係る建築物 アからエまでに定める額 (イ) 他の建築物（法第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は評価書の写しを添付したものに限る。） 前号ア又はイに定める額 (ウ) 他の建築物（（イ）に掲げるものを除く。） アからエまでに定める額
(7) 法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	第5号アからウまで又は前号アからオまでに掲げる場合の区分に応じ当該第5号アからウまで又は前号アからオまでに定める額に相当する額に、当該申出を平塚市建築基準条例（第9号において「条例」という。）別表第1号の確認申請とみなして同号の規定を適用した場合の手数料の額を加えた額
(8) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出	ア 一戸建ての住宅の場合 第5号ア又は第6号アからウまでに掲げる場合の区分に応じ当該第5号ア又は第6号アからウまでに定める額に相当する額の2分の1の額 イ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した額 (ア) 既に計画の認定を受けた住宅部分 第5号イの（ア）又は第6号エの（ア）から（ウ）までに掲げる建築物の部分の区分に応じ当該第5号イの（ア）又は第6号エの（ア）から（ウ）までに定める額に相当する額の2分の1の額

がない場合に限る。)	(イ) 既に計画の認定を受けた非住宅部分 第5号イの(イ)又は第6号エの(エ)若しくは(オ)に掲げる建築物の部分の区分に応じ当該第5号イの(イ)又は第6号エの(エ)若しくは(オ)に定める額に相当する額の2分の1の額 (ウ) 新たに計画に追加する住宅部分又は非住宅部分 第5号イ又は第6号エに掲げる場合の区分に応じ当該第5号イ又は第6号エに定める額に相当する額 ウ 2以上の建築物の場合 次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ当該計画に係る建築物ごとに次に定める額を、当該建築物について合算した額 (ア) 既に計画の認定を受けた申請に係る建築物 第5号ア若しくはイ又は第6号アからエまでに掲げる場合の区分に応じ当該第5号ア若しくはイ又は第6号アからエまでに定める額に相当する額の2分の1の額 (イ) 既に計画の認定を受けた他の建築物 第5号ア若しくはイ又は第6号アからエまでに掲げる場合の区分に応じ当該第5号ア若しくはイ又は第6号アからエまでに定める額に相当する額の2分の1の額 (ウ) 新たに計画に追加する建築物 第5号ア若しくはイ又は第6号アからエまでに掲げる場合の区分に応じ当該第5号ア若しくはイ又は第6号アからエまでに定める額に相当する額
(9) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に	前号アからウまでに掲げる場合の区分に応じ当該アからウまでに定める額に相当する額に、当該申出を条例別表第1号の確認申請とみなして同号の規定を適用した場合の手数料の額を加えた額

対する審査（同 条第2項におい て準用する法第 30条第2項の 規定による申出 がある場合に限 る。）	
---	--

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

令和6年11月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

平塚市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第3条第1項中「1の」を「一の」に改め、「員数」の次に「（平塚市附属機関設置条例（平成25年条例第2号）第2条の規定により設置された平塚市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に、「1の」を「一の」に、「平塚市附属機関設置条例（平成25年条例第2号）第2条の規定により設置された平塚市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月26日提出

平塚市長 落合 克宏

平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成7年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「55円」を「58円」に、「3,000円」を「3,500円」に、「30円」を「33円」に、「220円」及び「280円」を「290円」に、「700円」を「900円」に、「24円」を「29円」に、「13円」を「19円」に、「に係る」を「に係るもの」に、「12,000円」を「13,000円」に、「7,000円」を「7,500円」に改める。

別表第2中「250円」を「290円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第1（し尿に係る手数料の規定を除く。）及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物並びに搬入される一般廃棄物の手数料並びに搬入される産業廃棄物の処理に要する費用について適用し、施行日前に収集し、運搬し、及び処分した一般廃棄物並びに搬入された一般廃棄物の手数料並びに搬入された産業廃棄物の処理に要する費用については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表第1のし尿に係る手数料の規定は、令和7年4月分のし尿に係る手数料から適用し、令和7年3月分までのし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

令和6年11月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例の一部を改正する条例

平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例（昭和 49 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

第 8 期事業	吉際の一部	受益地 1 平方メートル当たり 393 円	
---------	-------	--------------------------	--

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 11 月 26 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市建築基準条例の一部を改正する条例

第1条 平塚市建築基準条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第23条中「でないもの」の次に「又は特定主要構造部が耐火構造でないもの」を加える。

第25条第2項中「主要構造部を」を「特定主要構造部を」に改める。

第30条に次の1項を加える。

- 5 第1項及び第2項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、第1項及び第2項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第34条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第36条第1項中「限る。）」の次に「とし、又は特定主要構造部を耐火構造」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、第1項及び第2項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第45条第2項、第46条第1項、第47条第2項、第48条第4項、第49条第2項及び第52条第2項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第54条に次の1項を加える。

- 5 前項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第59条中「とし」の次に「、若しくは特定主要構造部を耐火構造とし」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができ

る部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第60条に次の1項を加える。

- 3 前2項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前2項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第67条第3項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

第69条（見出しを含む。）中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第75条第1項中「、第24条」を削り、「第32条から第35条まで」を「第33条、第34条、第35条第2項」に、「第44条から第52条まで」を「第44条から第48条まで、第49条第1項から第3項まで、第50条から第52条まで」に改め、同条第5項中「（法第3条第2項の規定により第10条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第10条の規定（同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第9項とし、同条第4項中「又は第21条」を「、第21条、第24条、第32条、第35条第1項又は第49条第4項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 7 法第3条第2項の規定により第25条、第31条、第53条、第57条又は第62条の規定の適用を受けない建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの規定は、適用しない。

第75条第2項の次に次の3項を加える。

- 3 法第3条第2項の規定により第22条、第23条、第30条、第34条、第36条、第54条、第56条、第59条又は第60条の規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築に係る部分が次の各号のいずれにも該当するものについては、これらの規定は、適用しない。

- (1) 火熱遮断壁等で区画されるもの
- (2) 別に定める基準に適合するもの

4 法第3条第2項の規定により第25条、第26条、第29条、第33条、第35条第2項、第39条、第40条、第42条、第43条、第45条から第48条まで、第49条第1項から第3項まで、第50条から第52条まで又は第54条第1項から第3項までの規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時（法第3条第2項の規定により第10条、第25条、第26条、第29条、第31条、第33条、第35条第2項、第39条、第40条、第42条、第43条、第45条から第48条まで、第49条第1項から第3項まで、第50条から第53条まで、第54条第1項から第3項まで、第57条又は第62条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。）における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル。次項において同じ。）を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築については、これらの規定は、適用しない。

5 法第3条第2項の規定により第31条、第53条、第57条又は第62条の規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築に係る部分が次の各号のいずれかに該当するものについては、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のア及びイのいずれにも該当するものであること。

ア 火熱遮断壁等で区画されるもの

イ 別に定める基準に適合するもの

(2) 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないもの

第77条第1項中「第30条から第32条まで」を「第30条第1項から第4項まで、第31条、第32条」に、「第34条」を「第34条第1項」に、「第59条」を「第59条第1項」に改める。

別表第3号及び第4号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第21項」を「第18条第30項」に改め、同表第5号中「第18条第19項」を「

第18条第28項」に改め、同表第6号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表第54号及び第55号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

第2条 平塚市建築基準条例の一部を次のように改正する。

別表第1号中「1万円」を「1万5,000円」に、「1万8,000円」を「2万8,000円」に、「2万8,000円」を「4万3,000円」に、

「

200平方メートルを超え 500平方メートル以内の もの	1件につき 3万6,0 00円
------------------------------------	--------------------

」

を

「

200平方メートルを超え 300平方メートル以内の もの	1件につき 4万8,0 00円
300平方メートルを超え 500平方メートル以内の もの	1件につき 5万5,0 00円

」

に改め、同表第3号中「1万6,000円」を「2万4,000円」に、「1万9,000円」を「3万円」に、「2万5,000円」を「3万9,000円」に、

「

200平方メートルを超え 500平方メートル以内の もの	1件につき 3万4,0 00円
------------------------------------	--------------------

」

を

「

200平方メートルを超え 300平方メートル以内の もの	1件につき 4万4,0 00円
300平方メートルを超え 500平方メートル以内の もの	1件につき 5万3,0 00円

」

に改め、同表第4号中「1万5,000円」を「2万3,000円」に、「1万8,000円」を「2万9,000円」に、「2万4,000円」を「3万8,000円」に、

「

200平方メートルを超え 500平方メートル以内の もの	1件につき 3万1,0 00円
------------------------------------	--------------------

」

を

「

200平方メートルを超え 300平方メートル以内の もの	1件につき 4万2,0 00円
300平方メートルを超え 500平方メートル以内の もの	1件につき 4万9,0 00円

」

に改め、同表第5号中「1万5,000円」を「2万4,000円」に、「1万8,000円」を「2万8,000円」に、「2万3,000円」を「3万7,000円」に、

「

200平方メートルを超え 500平方メートル以内の もの	1件につき 3万2,0 00円
------------------------------------	--------------------

」

を

「

200平方メートルを超え 300平方メートル以内の もの	1件につき 4万2,0 00円
300平方メートルを超え 500平方メートル以内の もの	1件につき 5万円

」

に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

令和6年11月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例（昭和41年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表平塚市立四之宮公民館の項中「平塚市四之宮三丁目20番26号」を「平塚市東真土二丁目1番48号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年1月15日から施行する。

令和6年11月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

平塚市埋立て等の規制に関する条例（平成10年条例第10号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の平塚市埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項又は第11条第1項の許可を受けて行われている埋立て等（旧条例第2条第2号に規定する埋立て等をいう。以下同じ。）に係る旧条例の規定（旧条例第13条（埋立て等に係る工事を廃止したときに係る部分に限る。）及び第14条の規定を除く。）の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした旧条例第14条第2項の規定による命令に係る同条第3項、第15条及び第16条の規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における埋立て等又は命令に係る土地の区域（以下「埋立区域」という。）の全部又は一部を含む土地の区域において宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可がされたときは、当該許可がされた日以後、当該埋立区域のうち、当該許可に係る土地の区域については、前2項の規定は、適用しない。
- 5 附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における埋立区域の全部又は一部を含む土地の区域において法第20条第2項から第4項まで、法第23条第1項若しくは第2項、法第39条第2項から第4項まで若しくは法第42条第1項若しくは第2項の規定による命令又は法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）若しくは法第39条第5項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置がされたときは、当該命令又は災害防止措置がされた日以後、当該埋立区域のうち、当該命令又は災害防止措置に係る土地の区域については、附則第2項及び第3項の規定は、適用しない。

- 6 施行日前にした行為並びに附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年11月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

議案第93号

製造請負契約の締結について

はしご付消防自動車（本署梯子1号車）の製造につき、次のとおり製造請負契約を締結するものとする。

令和6年11月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

- | | |
|-----------|--------------|
| 1 契 約 金 額 | 223,300,000円 |
| 2 契約の相手方 | 株式会社モリタ 東京支店 |

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和6年11月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

1 管理を行わせる公の施設の名称

平塚市福祉会館

2 指定管理者となる団体の名称等

所在地 平塚市追分1番43号

団体名 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会

代表者氏名 会長 木川 康雄

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和6年11月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

1 管理を行わせる公の施設の名称

平塚市西部福祉会館

2 指定管理者となる団体の名称等

所 在 地 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル

団 体 名 労働者協同組合労協センター事業団

代表者氏名 代表理事 平本 哲男

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

町の区域の新設等について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の町の区域の新設等について別図のとおり設定する。

令和6年11月26日提出

平塚市長 落合克宏

町の区域及び町名設定（案）



